



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 8月30日金曜日 第1386号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....	959
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を 改正する規則.....	960

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等 の変更の許可申請の概要.....	960
土地改良区の定款変更の認可.....	961
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	961
村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	961
家畜人工授精師の免許証の交付.....	961
解除予定保安林.....	961
愛媛県土木工事共通仕様書の一部改正.....	962
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	962
道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....	964
道路の供用開始（ " ）.....	964
道路の区域変更（県道柳谷美川線）.....	964
道路の供用開始（ " ）.....	964
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	965
道路の供用開始（ " ）.....	965
道路の区域変更（県道八幡浜宇和線）.....	965
道路の区域変更（県道西土佐松野線外）.....	965
道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....	966
道路の供用開始（ " ）.....	966
道路の位置の指定.....	966

公 告

土地の売払い.....	966
改良普及員資格試験合格者の公表.....	967

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....	967
---------------------	-----

地方労働委員会公告

調停申請の公示.....	967
--------------	-----

雑 報

裁決手続開始の決定の公告（3件）.....	968
-----------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第55号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「よる」の下に「県税証紙の買受けの」を加え、「県税証紙等」を「県税証紙」に、「ものとする。ただし、電子カードの始動票札の場合」を「ものとし、同項の規定による始動票札の買受けの申請があつたとき」に、「始動票札（電子カード）引換書」を「始動票札引換書」に改め、同条第4項中「始動票札（電子カード）引換書」を「始動票札引換書」に改め、「電子カードの」を削る。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）



注 寸法

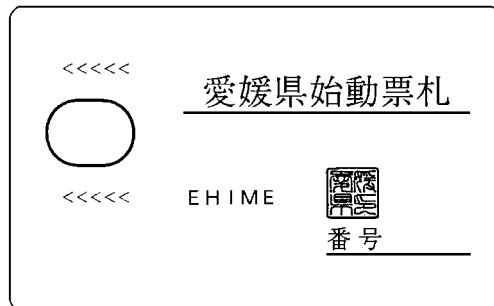
横 60ミリメートル

縦 25ミリメートル

第1号様式3裏中「陸運支局」を「運輸支局」に改める。
第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第5条関係）

（愛媛県証紙代金収納計器始動票札）



注 寸法

横 86ミリメートル

縦 54ミリメートル

第20号様式中 「 電子カード 電子カード以外
（ 該当する にレ印を付すること。 ） 」

を削る。

第21号様式中「始動票札（電子カード）引換書」を「始動票札引換書」に、「始動票札（電子カード）の」を「始動票札の」に改める。

第23号様式中 「 電子カード 電子カード以外
（ 該当する にレ印を付すること。 ） 」

を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第56号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成12年愛媛県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項左欄の欄中「第13条」を「第15条」に改め、同表2の項同欄中「附則第5条」を「附則第5条第1項」に改め、同表4の項同欄中「第6条第2項（省令附則第5条）」を「第7条の2第2項（省令附則第5条第1項）」に改め、同項右欄の欄中「被爆者健康手帳（健康診断受診者証）再交付申請書」を「被爆者健康手帳（第一種健康診断受診者証・第二種健康診断受診者証）再交付申請書」に改める。

第3条の表1の項左欄の欄中「第13条の2」を「第16条」に、「第10条」を「第12条」に改め、同表2の項同欄中「第5条第1項（省令附則第5条）」を「第7条第1項（省令附則第5条第1項）」に改める。

様式第2号中「旧健康診断受診者証」を「旧第一種健康診断受診者証・旧第二種健康診断受診者証」に改め、同様式注意(1)中「健康診断受診者証」を「第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受診者証」に改める。

様式第3号中「健康診断受診者証）」を「第一種健康診断受診者証・第二種健康診断受診者証）」に改め、同様式注意2(1)中「健康診断受診者証」を「第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受診者証」に改める。

様式第4号中「被爆者健康手帳（健康診断受診者証）再交付申請書」を「被爆者健康手帳（第一種健康診断受診者証・第二種健康診断受診者証）再交付申請書」に、「健康診断受診者証」番号」を「第一種健康診断受診者証・第二種健康診断受診者証」番号」に改め、同様式注意4中「健康診断受診者証」を「第一種健康診断受診者証若しくは第二種健康診断受診者証」に改める。

様式第6号中「（健康診断受診者証）」を削り、同様式注意(2)中「又は健康診断受診者証」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に改正前の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）様式第4号の規定により提出されている書類は、改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則様式第4号の規定により提出された書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第2号から様式第4号まで及び様式第6号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第1479号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び川之江市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社トーヨ
川之江市金生町下分1952 - 1
代表取締役 長野 雄二
- 2 事業場の名称及び所在地
株式会社トーヨ
川之江市金生町下分1952 - 1
- 3 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号イ、ヘ、ト及びチ
- 4 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び汚水等の処理方法等の変更
- 5 特定施設に関する事項
- 6 号抄紙機

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 75 最大 123	通常 80 最大 130
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 235	通常 190 最大 246
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 700 最大 750	通常 910 最大 960

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 加圧浮上槽

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150	通常 47 最大 70	通常 101 最大 151	通常 48 最大 71
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 250	通常 50 最大 73	通常 210 最大 260	通常 51 最大 74
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 3 485 最大 3 590	通常 3 485 最大 3 590	通常 3 695 最大 3 806	通常 3 695 最大 3 806

(2) 凝集沈殿槽No. 1

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常	通常	通常	通常	通常
	80	30	90	21	
浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	最大	最大	最大	最大	最大
	100	49	110	40	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	通常	通常	通常	通常
	1,075	1,075	865	865	
	最大	最大	最大	最大	最大
	1,110	1,110	894	894	

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
変更なし

○愛媛県告示第1480号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1481号

重信町南野田土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・天神地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8

○愛媛県告示第1483号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 日 月 年	家 畜 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 名 生 年 月 日
第1769号	平成14年 8月30日	牛 豚 緬羊 山羊	家畜人工授精 の業務	愛 媛 県	東宇和郡野村町大字野村11号23番地3	柘 井 和 恵 昭和54年 5月1日
第1770号	平成14年 8月30日	牛 豚 緬羊 山羊	家畜人工授精 の業務	愛 媛 県	東宇和郡野村町大字野村2号243番地	吉 岡 美 鈴 昭和54年 7月25日

○愛媛県告示第1484号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙176の8(次の図に示す部分に限る。)、乙176の9から乙176の11まで、字大

条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・天神地区)計画書の写し
(2) 重信町南野田土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成14年 9月2日から10月1日まで
- 縦覧場所
重信町役場

○愛媛県告示第1482号

岩城村から協議のあった村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・二又地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・二又地区)計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年 9月2日から10月1日まで
- 縦覧場所
岩城村役場

屋敷乙194の2、乙195の2から乙195の4まで、乙197の2から乙197の4まで、乙201の2から乙201の4まで

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び土居町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1485号

愛媛県土木工事共通仕様書（平成9年4月愛媛県告示第653号）の一部を次のように改正し、平成14年9月1日から施行する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加戸守行

（「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様書は、愛媛県庁並びに各地方局産業経済部、建設部及び土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1486号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西海町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

南宇和郡西海町久家845番地先から同893番地先までの公有水面

- (2) 区域

次の1点から28点までを順次直線で結んだ線、28点と29点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P+0.81メートル）における公有水面と陸地との境界線、29点から51点までを順次直線で結んだ線並びに51点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P+0.81メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡西海町久家845番2地内の物揚場に設置された金属錐）は、北緯32度56分29秒、東経132度30分24秒の地点

1点は、基点から真北80度10分14秒29.27メートルの地点

2点は、1点から真北66度33分47秒3.66メートルの地点

3点は、2点から真北67度45分23秒9.82メートルの地点

4点は、3点から真北68度24分40秒8.16メートルの地点

5点は、4点から真北68度36分04秒10.12メートルの地点

6点は、5点から真北68度36分04秒0.74メートルの地点

7点は、6点から真北68度36分49秒1.33メートルの地点

8点は、7点から真北68度33分34秒13.29メートルの地点

9点は、8点から真北68度09分45秒8.81メートルの地点

10点は、9点から真北69度46分38秒8.31メートルの地点

11点は、10点から真北72度19分37秒5.28メートルの地点

12点は、11点から真北74度36分34秒5.38メートルの地点

13点は、12点から真北78度03分44秒5.46メートルの地点

14点は、13点から真北81度16分56秒5.52メートルの地点

15点は、14点から真北85度38分38秒5.58メートルの地点

16点は、15点から真北90度50分43秒5.69メートルの地点

17点は、16点から真北95度43分36秒5.64メートルの地点

18点は、17点から真北100度40分14秒5.68メートルの地点

19点は、18点から真北105度07分26秒5.63メートルの地点

20点は、19点から真北109度58分12秒5.65メートルの地点

21点は、20点から真北114度37分55秒5.65メートルの地点

22点は、21点から真北119度32分29秒5.66メートルの地点

23点は、22点から真北124度20分25秒5.65メートルの地点

24点は、23点から真北129度14分15秒5.66メートルの地点

25点は、24点から真北133度36分10秒5.66メートルの地点

26点は、25点から真北138度39分49秒5.65メートルの地点

27点は、26点から真北143度17分13秒4.96メートルの地点

28点は、27点から真北143度46分52秒2.20メートルの地点

29点は、28点から真北275度25分02秒25.16メートルの地点

30点は、29点から真北10度24分36秒4.87メートルの地点

31点は、30点から真北304度16分44秒4.59メートルの地点

32点は、31点から真北299度22分59秒4.58メートルの地点

33点は、32点から真北294度50分39秒4.59メートルの地点

34点は、33点から真北290度01分06秒4.58メートルの地点

地点

35点は、34点から真北 285 度14分51秒4 .58メートルの

地点

36点は、35点から真北 280 度32分12秒4 .58メートルの

地点

37点は、36点から真北 275 度39分52秒4 .58メートルの

地点

38点は、37点から真北 271 度03分09秒4 .63メートルの

地点

39点は、38点から真北 266 度44分26秒4 .56メートルの

地点

40点は、39点から真北 262 度45分55秒4 .67メートルの

地点

41点は、40点から真北 259 度08分49秒4 .72メートルの

地点

42点は、41点から真北 256 度11分19秒4 .76メートルの

地点

43点は、42点から真北 253 度36分35秒4 .81メートルの

地点

44点は、43点から真北 251 度09分42秒7 .82メートルの

地点

45点は、44点から真北 249 度31分59秒8 .64メートルの

地点

46点は、45点から真北 248 度36分22秒 13 .29メートルの

地点

47点は、46点から真北 248 度34分27秒1 .13メートルの

地点

48点は、47点から真北 248 度36分04秒0 .74メートルの

地点

49点は、48点から真北 248 度35分33秒 10 .32メートルの

地点

50点は、49点から真北 248 度30分39秒8 .21メートルの

地点

51点は、50点から真北 193 度14分21秒7 .15メートルの

地点

(3) 面積

1,783.21平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年10月4日 愛媛県指令港第398号

4 しゅん功認可年月日

平成14年8月30日

○愛媛県告示第1487号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西海町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年8月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西海町

南宇和郡西海町船越1289番地1

代表者 町長 中田 廣

南宇和郡西海町船越1291番地

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡西海町久家 845 番地先から同 893 番地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から23点までを順次直線で結んだ線並びに23点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P+0.81メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡西海町久家 845 番2地内の物場に設置された金属鈔）は、北緯32度56分29秒、東経132度30分24秒の地点

1点は、基点から真北100度06分28秒44.62メートルの地点

2点は、1点から真北13度14分21秒7.15メートルの地点

3点は、2点から真北68度30分39秒8.21メートルの地点

4点は、3点から真北68度35分33秒10.32メートルの地点

5点は、4点から真北68度36分04秒0.74メートルの地点

6点は、5点から真北68度34分27秒1.13メートルの地点

7点は、6点から真北68度36分22秒13.29メートルの地点

8点は、7点から真北69度31分59秒8.64メートルの地点

9点は、8点から真北71度09分42秒7.82メートルの地点

10点は、9点から真北73度36分35秒4.81メートルの地点

11点は、10点から真北76度11分19秒4.76メートルの地点

12点は、11点から真北79度08分49秒4.72メートルの地点

13点は、12点から真北82度45分55秒4.67メートルの地点

14点は、13点から真北86度44分26秒4.56メートルの地点

15点は、14点から真北91度03分09秒4.63メートルの地点

16点は、15点から真北95度39分52秒4.58メートルの地点

17点は、16点から真北100度32分12秒4.58メートルの地点

18点は、17点から真北105度14分51秒4.58メートルの地点

19点は、18点から真北110度01分06秒4.58メートルの

地点
20点は、19点から真北 114 度50分39秒4 59メートルの
地点
21点は、20点から真北 119 度22分59秒4 58メートルの
地点
22点は、21点から真北 124 度16分44秒4 59メートルの
地点
23点は、22点から真北 190 度24分36秒4 87メートルの

地点
(3) 面積
2,757.91平方メートル
3 埋立ての免許の年月日及び番号
平成12年10月 4 日 愛媛県指令港第 399 号
4 しゅん功認可年月日
平成14年 8月30日

○愛媛県告示第1488号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	松山市高岡町930番 2 から 同町122番 3 まで	旧	メートル 7.0~10.0	キロメートル 0.053	
			新	14.5~21.5	0.042	

○愛媛県告示第1489号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市高岡町930番 2 から 同町122番 3 まで	平成14年 8月30日

○愛媛県告示第1490号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡美川村中黒岩1026番 3 から 同村中黒岩1209番 3 地先まで	旧	メートル 4.3~19.5	キロメートル 0.162	
			新	17.0~38.5	0.146	

○愛媛県告示第1491号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡美川村中黒岩1026番3から 同村中黒岩1209番3地先まで	平成14年 8月30日

○愛媛県告示第1492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷6号277番6から 同大字6号271番4まで	旧	メートル 5.5～8.0	キロメートル 0.124	
			新	7.5～26.0	0.108	

○愛媛県告示第1493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷6号277番6から 同大字6号271番4まで	平成14年 8月30日
”	”	伊予郡中山町大字佐礼谷6号271番4	”

○愛媛県告示第1494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜宇和線	東宇和郡宇和町大字岩木2900番から 同町大字上松葉197番まで 及 び 東宇和郡宇和町大字伊延西1511番地先から 同町大字大江243番5まで	旧	メートル 11.4～68.6	キロメートル 4.011	
			新	11.4～68.6	4.011	
		東宇和郡宇和町大字岩木2900番から 同町大字上松葉197番まで				

○愛媛県告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西土佐松野線	北宇和郡松野町大字目黒453番2地先から 同大字469番2地先まで	旧	メートル 6.4~9.2 11.1~22.1	キロメートル 0.108 0.123	
			新	11.1~22.1	0.123	
"	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川97番4地先から 同大字18番3地先まで	旧	3.2~5.7 7.5~15.0	0.277 0.275	
			新	7.5~15.0	0.275	

○愛媛県告示第1496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡内海村魚神山205番5地先から 同村魚神山206番地先まで	旧	メートル 10.5~29.5	キロメートル 0.140	
			新	13.5~36.0	0.140	

○愛媛県告示第1497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡内海村魚神山205番5地先から 同村魚神山206番地先まで	平成14年 9月13日

○愛媛県告示第1498号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
西宇和郡保内町喜木1番耕地254番4
- 2 申請人の住所氏名
西宇和郡保内町須川365番地1
二宮 正
大阪市北区大淀中一丁目1番88号
積水ハウス株式会社
代表取締役 和田 勇
- 3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
土地の売払い
 - (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積
東予市壬生川135番6
宅地
98.05平方メートル
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 契約条項を示す場所等
ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部総務管理課財産係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)941 2111 内線 2309

- イ 入札心得書の交付方法
アに掲げる場所で交付する。
- ウ 現地説明の日時及び場所
平成14年 9月25日（水）午前10時
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成14年10月 7日（月）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県東予市周布 349 番地の 1
東予市市民会館 2 階第 2 会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

- (3) 入札の無効
2 (1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否
要

- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

- イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

改良普及員資格試験合格者の公表について

愛媛県改良普及員資格試験条例（昭和38年愛媛県条例第38号）に基づき、平成14年 8月 1日（木）及び 2日（金）に実施した平成14年度改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成14年 8月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	平 野 徳 之	29	奥 野 祐 崇
2	樽 本 慶 子	30	杉 本 直 子
4	中 西 礼 子	31	山 川 雄 大
5	谷 口 和 也	32	清 水 谷 祐 子
11	森 井 洋 信	37	三 澤 優
13	津 野 賢 一	38	宮 地 雅 仁
14	兵 頭 隆 志	41	井 上 拓 三
16	大 程 麻 美	45	坂 本 祐 樹
19	田 中 大 介	46	大 河 内 由 紀
24	川 村 和 也	48	仲 田 有 里
26	白 石 みゆき		

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 3 項第 2 号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成14年 8月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
介護老人保健施設	介護老人保健施設西安	八幡浜市大字大平 1 番耕地87 0 - 2

地方労働委員会公告

○公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第 3 号の規定により調停の申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478 号）第 7 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

平成14年 8月30日

愛媛県地方労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

- 1 申請年月日
平成14年 8月20日
- 2 関係当事者
申請者 松山市文京町 1 番地
松山赤十字病院労働組合

執行委員長 大西 滋
 被申請者 松山市文京町1番地
 松山赤十字病院
 院長 白石 恒雄

3 事業の種類
 医療業
 4 調停事項
 初任給調整の昇給期間短縮等

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成14年8月21日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年 8月30日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

- 1 起業者の名称
愛媛県
- 2 事業の種類
県道鳥首五十崎線改築工事（愛媛県喜多郡五十崎町大字古田地内）及びこれに伴う附帯工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (<small>m</small> ²)	実 測 (<small>m</small> ²)	収用しようとする 土地の実測(<small>m</small> ²)				
愛媛県喜多郡五十崎町大字古田	甲1689番1	畑	畑	398	398.91	136.87	土地登記簿名義人 亡 河内末藏 法定相続人 愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲1851番地1 (法定持分198分の175) 河内 清 (住所不明。ただし、住民票の住所) 大阪府大阪市東淀川区大桐四丁目3番24号 大阪市立淀川寮 (法定持分198分の23) 小野 仁			
	甲1689番3	畑	山林	45	45.00	45.00				

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成14年8月21日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年 8月30日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

- 1 起業者の名称
愛媛県
- 2 事業の種類
県道鳥首五十崎線改築工事（愛媛県喜多郡五十崎町大字古田地内）及びこれに伴う附帯工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (<small>m</small> ²)	実 測 (<small>m</small> ²)	収用しようとする 土地の実測(<small>m</small> ²)				
愛媛県喜多郡五十崎町大字古田	甲1688番6	畑	畑	331	331.21	29.45	不明。ただし、別記1のとおり。			
						17.13				

(別記1)
 土地所有者不明。
 ただし、
 土地登記簿名義人
 (土地登記簿上の住所) 愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲1236番地

岡田 マツエ

又は、

亡 岡田 マツヨ 法定相続人

兵庫県神戸市須磨区古川町二丁目 1 番 3 - 20202 号

(法定持分 9 分の 1) 岡田 秀子

兵庫県神戸市兵庫区駅前通四丁目 3 番 1 - 118 号

(法定持分 6 分の 1) 山西 恵

兵庫県明石市魚住町西岡 278 番地

(法定持分 6 分の 1) 筒井 弘子

鹿児島県鹿児島市紫原一丁目20番78 - 62号

(法定持分 9 分の 1) 岡田 若美

兵庫県神戸市長田区片山町三丁目 4 番 21 号

(法定持分 9 分の 1) 岡田 秀樹

兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目 3 番 13 号

(法定持分 12 分の 1) 池田 義博

兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町一丁目 21 番 2 - 303 号

(法定持分 12 分の 1) 池田 一人

兵庫県神戸市北区北五葉六丁目 4 番 2 - 406 号

(法定持分 12 分の 1) 池田 英治

兵庫県神戸市須磨区白川台三丁目 62 番地の 3

パークヴィラ白川台 403 号

(法定持分 12 分の 1) 池田 信也

又は、

愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲 1185 番地

清水 吟政

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第 219 号)第45条の 2 の規定により、平成14年 8 月 21 日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年 8 月 30 日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

1 起業者の名称

愛媛県

2 事業の種類

県道鳥首五十崎線改築工事(愛媛県喜多郡五十崎町大字古田地内)及びこれに伴う附帯工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする土地の実測(㎡)				
愛媛県喜多郡五十崎町大字古田	甲1688番1	畑	山林	606	606.70	606.70	土地登記簿名義人 亡 向井 建男 法定相続人 向井 宗正 外13名 (別記1のとおり)			

(別記 1)

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

徳島県美馬郡美馬町字中耕地33番地

(法定持分 8 分の 1) 藤山 保

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

岡山県倉敷市亀島一丁目26番68号

(法定持分 16 分の 1) 向井 美知子

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

愛媛県松山市祇園町10番17号

(法定持分 8分の1) 向井 久子

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

愛媛県喜多郡五十崎町大字古田甲1362番地

(法定持分 8分の1) 向井 宗正

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

神奈川県座間市相模が丘四丁目64番7号

(法定持分 8分の1) 高橋 文子

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

大阪府豊中市稲津町一丁目9番6号

(法定持分 8分の1) 向井 八郎

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

愛媛県八幡浜市大字松柏丙822番地1

(法定持分 16分の1) 土廣 喜代子

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

愛媛県今治市砂場町二丁目7番20号西造船寮2 301号

(法定持分 16分の1) 横山 弘子

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

岡山県倉敷市福田町福田46番地の2川鉄運輸B - 201

(法定持分 48分の1) 北井 美鈴

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

岡山県倉敷市亀島一丁目26番68号

(法定持分 48分の1) 向井 加奈子

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

岡山県倉敷市玉島柏島1704番地の15

(法定持分 48分の1) 向井 源語

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

大阪府豊中市稲津町一丁目9番6号

(法定持分 24分の1) 向井 政彦

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

大阪府豊中市岡上の町四丁目2番40号

(法定持分 24分の1) 倉光 健

土地所有者及び物件所有者 亡 向井 建男 法定相続人

兵庫県川西市萩原二丁目4番1号松栄荘2A

(法定持分 24分の1) 倉光 博